

取調べの録音・録画の実施・不実施に関する資料（令和7年度）

● 身柄事件における被疑者の取調べに係る録音・録画実施状況

被疑者の取調べ件数	111,344	
取調べの録音・録画		
実施件数（割合）	108,961	(97.86%)
不実施件数（割合）	2,383	(2.14%)
全部不実施件数（割合）	763	(32.02%)
一部不実施件数（割合）	1,620	(67.98%)

（注1）「身柄事件における被疑者」とは、逮捕・勾留中など身柄を拘束されている被疑者をいう。
（注2）「実施件数」は、逮捕・勾留中など身柄を拘束されている被疑者につき、取調べの録音・録画を行った件数。

● 身柄事件における被疑者の取調べに係る録音・録画不実施件数の内訳（件数）

内訳	合計	除外事由					操作ミス等
		機器故障	記録拒否	暴力団員	加害等	その他	
○4類型事件	22	2	4			4	12
全部不実施	5		3				2
一部不実施	17	2	1			4	10
裁判員裁判対象事件	13	2	4				7
全部不実施	5		3				2
一部不実施	8	2	1				5
検察官独自捜査事件							
全部不実施							
一部不実施							
知的障害者に係る事件	3					2	1
全部不実施							
一部不実施	3					2	1
精神障害等に係る事件	6					2	4
全部不実施							
一部不実施	6					2	4
○4類型事件以外の事件	2,361						
全部不実施	758						
一部不実施	1,603						

（注1）「裁判員裁判対象事件」とは、①死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件、②短期1年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件、③弁論の併合により裁判員裁判で審理される見込みのある裁判員裁判非対象事件をいう。
（注2）「検察官独自捜査事件」とは、司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件（当該事件と関連する事件が送致され又は送付されている場合であって、司法警察員が当該事件を送致し又は送致することが見込まれている事件を除く）をいう。
（注3）「知的障害者に係る事件」とは、知的障害を有する被疑者で、言語によるコミュニケーションの能力に問題がある者又は取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者に係る事件をいう。
（注4）「精神障害等に係る事件」とは、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件をいう。
（注5）「4類型事件以外の事件」とは、上記「裁判員裁判対象事件」、「検察官独自捜査事件」、「知的障害者に係る事件」及び「精神障害等に係る事件」以外の事件をいう。

● 在宅事件における被疑者の取調べに係る録音・録画実施件数（※令和7年度下半期のみ）

	合計	事件処理の内訳		
		公判請求	略式請求	その他 (移送を除く)
録音・録画実施件数	13,498	9,077	1,788	2,633
全部実施件数	13,176	8,966	1,655	2,555
一部実施件数	322	111	133	78

（注）「在宅事件における被疑者」とは、身柄を拘束されていない被疑者をいう。

● 被害者・参考人の取調べに係る録音・録画実施件数

	合計	供述人の属性	
		被害者	参考人
録音・録画実施件数	4,229	1,966	2,263